



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュール・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年4月25日から27日](#)に会議を行った。

## 関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）](#)
- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27）](#)
- [開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）](#)

### 維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [リースの定義 — 入替えの権利（IFRS 第16号「リース」）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [IFRIC Update 2023年3月（アジェンダ・ペーパー12B）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の考え得る修正 — 国際的な税制改革—第2の柱モデルルール（アジェンダ・ペーパー14）](#)
- [引当金 — 的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）](#)

## リサーチ及び基準設定

### 動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

IASB は 2023 年 4 月 25 日に会合し、動的リスク管理（DRM）モデルについての議論を継続した。

### 暫定的な決定の要約及び用語の定義集（アジェンダ・ペーパー4A）

IASB は、本プロジェクトについてのアップデートを受けた。これには以下の要約が含まれている。

- a. 現在の DRM モデルのみに関する IASB による現在までの暫定的な決定
- b. IASB が審議すべき残りのトピック

IASB は何も決定を求められなかった。

### リスク軽減の意図及びベンチマーク・デリバティブの構築（アジェンダ・ペーパー4B）

IASB は、リスク軽減の意図（RMI）の判定についての要求事項案について議論した。具体的には、管理対象リスクの定義及びベンチマーク・デリバティブの構築を企業がどのように行うのかを検討した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 管理対象リスクは、企業が自らのリスク管理戦略と統合的に管理している所定の金利リスクであり、したがって、企業のリスク限度の基礎となっているリスクである。
- b. ベンチマーク・デリバティブは、価格改定期間ごとの RMI に基づき、公正価値がゼロとなるように、管理対象リスクの現在の市場レートに調整される。

また、IASB は、以前の会議での 2 つの暫定的な決定について再度検討を行い、その内容を再確認した。

- a. RMI は、価格改定期間ごとに報告企業の外部者（例えば、報告の対象となっているグループ又は個別企業にとっての外部者）に移転された金利リスクの実際の金額が証拠となる。
- b. 軽減が可能なリスクの価格改定期間は、企業のリスク管理戦略と一致する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **現在の正味オープン・リスク・ポジションに関する追加の検討（アジェンダ・ペーパー4C）**

IASB は、現在の正味オープン・リスク・ポジション（CNOP）を決定するための適格要件のうち、将来の取引は発生する可能性が非常に高い場合にのみ DRM モデルに指定できるという要件について追加的に検討し、次のことを暫定的に決定した。

- a. 既存の金融資産又は金融負債の実勢市場金利での再投資又は再調達である将来取引は、発生が見込まれる場合に CNOP に含めることを要求する。
- b. 他のすべての将来取引は、CNOP に含める要件を満たすためには、発生する可能性が非常に高くないなければならない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASB はプロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

#### **資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）**

IASB は 2023 年 4 月 27 日に会合し、プロジェクト計画における残りのトピックについての議論を継続した。

#### **プロジェクトのアップデート（アジェンダ・ペーパー5A）**

IASB は、本プロジェクトの現状についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

#### **IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の範囲及び追加的な開示（アジェンダ・ペーパー5B）**

IASB は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の範囲を、開示要求案が企業の発行した資本性金融商品に適用されることを反映するように修正すべきかどうかについて議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 7 号の目的を拡張して、企業がどのように資金調達しているのか及び企業の現在の及び潜在的な所有構造がどのようであるかを財務諸表利用者が理解できるようにする。
- b. IAS 第 32 号「金融商品：表示」における資本性金融商品の定義を満たすデリバティブへの言及を、IFRS 第 7 号の第 3 項(a)（そのようなデリバティブを IFRS 第 7 号の範囲から除外している）から削除する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、契約条件に関する開示要求案（IASB が 2021 年 4 月に暫定的に合意した）にさらに精緻化の必要があるかどうか、及び契約条件に関する他の開示を要求すべきかどうかについて議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 「債務類似」及び「資本類似」の特性の説明及び例示を、公表予定の公開草案の適用指針及び設例を内容とするセクションに含める。
- b. 「債務類似」及び「資本類似」の特性の開示には、定量的情報と定性的情報の両方が含まれることを明確化する。
- c. 複合金融商品の金融負債部分及び資本部分に当初に配分した金額を開示することを企業に要求する。
- d. 金融商品（又はその構成部分）を金融負債又は資本に分類するにあたり行った重大な判断を開示することを企業に要求する。
- e. 該当がある場合、金融商品の契約期間の終了前に時の経過により発効又は失効する契約条件に関する情報を開示することを企業に要求する。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

また、IASBは、IAS第32号における分類及び表示の要求事項の明確化の提案を補完するための追加の開示要求を開発すべきかどうかを検討した。IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS第1号「財務諸表の表示」の第80A項の開示要求をIFRS第7号に移し、契約条件の実質の変更が契約の外の状況変化から生じた場合の分類変更を扱うように拡張する。企業は、金融負債又は資本に分類変更した金額及びそれらから分類変更した金額、並びに当該分類変更の時期及び理由を開示することを要求される。
- b. 企業自身の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる金融商品について、以下を開示することを企業に要求する。
  - i. 当該義務が当初に認識された時に資本から除去されて金融負債に含められた金額、及び当該金額が除去された資本の内訳項目
  - ii. 報告期間中に純損益に認識した再測定による利得又は損失の金額
  - iii. 当該義務が報告期間中に決済された場合に、決済時に認識された利得又は損失（もしあれば）の金額
  - iv. 売建プット・オプションが未行使で期限満了となった場合に、金融負債から除去されて資本に含められた金額
  - v. 資本の中で振り替えられた累計額及び振り替えられた資本の内訳項目（利益剰余金に累積された金額が振り替えられた場合）
- c. IFRS第7号の第20項(a)(i)を修正して、企業の業績又は企業の純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んでいる金融負債の再測定から生じる各報告期間の利得又は損失の合計額の区分開示を要求する。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

### 経過措置（アジェンダ・ペーパー5C）

IASBは、IAS第32号、IFRS第7号及びIAS第1号の修正案を適用する企業に対する経過措置の提案について議論した。IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正案を遡及適用し比較情報を修正再表示することを企業に要求する（すなわち、全面遡及アプローチ）。
- b. IFRS会計基準をすでに適用している企業については、次のようにする。
  - i. 企業が実効金利法を遡及適用することが実務上不可能（IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で定義）である場合には、表示する最も古い比較対象期間の期首現在の公正価値をその日現在の金融負債の償却原価として扱うことを要求する。
  - ii. 条件付決済条項のある複合金融商品の負債部分が適用開始日現在で存在しなくなっていた場合には、負債部分と資本部分を分離することを企業に要求しない。
  - iii. 適用開始により生じる分類の変更の性質及び金額を開示することを企業に要求する。
  - iv. IAS第8号の第28項(f)における定量的開示の経過的な免除を設ける。
  - v. 企業が修正を最初に適用する事業年度内に発行する期中財務諸表について、IAS第34号「期中財務報告」の要求事項の経過的な免除を設けない。
- c. 初度適用企業については、追加の経過的な免除を要求しない。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

## 次のステップ

スタッフはIASBに、公開草案の書面投票プロセスを開始する許可を求める。

## 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASBは2023年4月26日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」の下記に関する提案を再審議した。

- 数期間にわたっての企業の履行に関連する履行インセンティブ（長期履行インセンティブ）から生じる規制資産及び規制負債の認識及び測定（アジェンダ・ペーパー9A）
- 規制資産及び規制負債の認識の中止（アジェンダ・ペーパー9B）

## 長期履行インセンティブ（アジェンダ・ペーパー9A）

IASBは、企業が長期履行インセンティブの金額を見積ること、及び当該見積金額のうち当報告期間に係る部分を合理的で裏付け可能な基礎を用いて算定することを要求する提案を維持することを暫定的に決定した。

14名のIASBメンバーのうち12名がこれらの決定に賛成した。

## 認識の中止（アジェンダ・ペーパー9B）

IASBは、基準書案で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 下記について認識の中止を行うことを企業に要求する。
  - i. 規制資産について、その一部又は全部を、顧客に請求する将来の規制料金に金額を加算することによって回収するにつれて
  - ii. 規制負債について、その一部又は全部を、顧客に請求する将来の規制料金から金額を減算することによって履行するにつれて
- b. (a)に記述した規制資産及び規制負債の認識の中止が、規制資産及び規制負債の認識の中止が行われる最も一般的な方法である旨を説明する。したがって、各報告期間の末日現在で認識及び測定の要求事項を適用するにあたり、企業は、規制資産及び規制負債の認識の中止をいつ及びどのように行うべきかを明示的に検討することを要求されない。
- c. 規制資産又は規制負債が「発生する可能性の方が高い」という認識の閾値を満たさなくなった場合には、企業は当該資産又は負債の認識の中止を行うこととなる旨を明確化する。
- d. 規制機関又は他の指定された機関によって決済された規制資産及び規制負債の認識の中止についてのガイダンスを含める。当該ガイダンスは、認識の中止が行われた規制資産又は規制負債と新たな資産又は負債との差額を純損益に認識することも企業に要求することとなる。
- e. 規制資産又は規制負債が企業の規制資本ベースに加算又は減算され、かつ、企業の規制資本ベースが企業の有形固定資産と直接的な関係を有さない場合には、企業は次のようにする。
  - i. 規制資産の認識の中止を行い、関連する規制費用を純損益に認識する。
  - ii. 規制負債の認識の中止を行い、関連する規制収益を純損益に認識する。

14名のIASBメンバー全員が(a)から(d)の決定に賛成した。14名のIASBメンバーのうち11名が(e)の決定に賛成した。

IASBは、予定している基準書に規制資産の証券化に関するガイダンスを含めないことも暫定的に決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

## 次のステップ

IASB はプロジェクト提案を引き続き再審議する。

### 持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2023 年 4 月 27 日に会合し、持分法のリサーチ・プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点についての議論を継続した。

また、IASB は、本プロジェクトを基準設定の作業計画に移すこと、及び次のデュー・プロセスのステップとして公開草案の公表に向けて作業することについても議論した。

### 関連会社に対する投資の当初認識—繰延税金（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、投資者が関連会社の正味の識別可能な資産及び負債に対する持分を公正価値で認識することから生じる繰延税金資産（又は負債）を会計処理して、関連会社に対する投資の帳簿価額に含めることを提案することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 本リサーチ・プロジェクトの基準設定プロジェクトへの移動（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は次のことを決定した。

- a. 持分法のリサーチ・プロジェクトを基準設定の作業計画に移す。
- b. 協議グループは設置せず、諮問機関の専門知識を引き続き利用する。
- c. 本プロジェクトの目的を更新し、次のようにする。

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に示されている持分法に関する適用上の疑問点に対する回答を、可能な場合には IAS 第 28 号から導き出された原則を用いて、開発する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

また、IASB は、次のデュー・プロセスのステップとして公開草案の公表に向けて作業することも決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点についての議論を継続する。これには、暫定的な決定を持分法で会計処理する投資（関連会社に対する投資を除く）に適用することの影響が含まれる。

### 共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

IASB は 2023 年 4 月 25 日に会合し、共通支配下の企業結合に関するプロジェクトの方向性を検討した。IASB は、現在の方向性を継続することの利点が必要なリソースを正当化する可能性が高いのか、あるいは方向性の変更を検討すべきなのかについて議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は、議論を継続する前に協議グループからのフィードバックを求める。

## IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27）

IASB は 2023 年 4 月 25 日に会合し、公表予定の情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」について議論した。

IASB は、情報要請を一般のコメントを求めるために公表することを承認し、120 日のコメント期間を設定した。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は情報要請を 2023 年 5 月末に公表する予定である。

## 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2023 年 4 月 26 日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の提案の再審議を継続した。

### 開示要求案に対するフィードバック（アジェンダ・ペーパー31A）

IASB は、公開草案での開示要求案のいくつかに対するフィードバックについて議論した。

IASB は、予定している基準書に下記を含めないことを暫定的に決定した。

- a. 開示目的
- b. 開示要求の適用方法に関するガイダンス

しかし、IASB は、開示要求案のいくつかについて、公開草案が定めている比較情報の提供の免除を維持することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

IASB は、公開草案での開示要求案を次のことによって改訂することを暫定的に決定した。

- a. 公開草案から次の各項を削除する。
  - i. 第 25 項(a)（IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の小見出しの下で提案）
  - ii. 第 55 項及び第 60 項（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の小見出しの下で提案）
  - iii. 第 81 項（IFRS 第 13 号「公正価値測定」の小見出しの下で提案）
  - iv. 第 145 項（IAS 第 12 号「法人所得税」の小見出しの下で提案）
  - v. 第 185 項(k)（IAS 第 34 号「期中財務報告」の小見出しの下で提案）
- b. 予定している基準書に次の各項を追加する。
  - i. IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の第 33 項(c)及び第 41 項(d)
  - ii. IFRS 第 7 号の第 39 項
  - iii. IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」の第 26 項
  - iv. IAS 第 36 号「資産の減損」の第 130 項(d)(i)及び(iii)、第 134 項(d)(iv)から(v)並びに第 134 項(e)(iv)から(v)
  - v. IAS 第 40 号「投資不動産」の第 79 項(e)

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、IFRS 第 1 号の第 24 項(c)を予定している基準書に追加しないことを決定した。14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

## 開示要求の文言の更新（アジェンダ・ペーパー31B）

IASB は、予定している基準書における開示要求についての IFRS 会計基準における文言を更新するという暫定的な決定の適用方法について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は公開草案に対するフィードバックについて引き続き議論する。

## 維持管理及び一貫した適用

### 維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2023 年 4 月 26 日に会合し、次のことを行った。

- アジェンダ決定「リースの定義—入替えの権利」（IFRS 第 16 号「リース」）、及び IFRS 解釈指針委員会（委員会）の 2023 年 3 月の会議で議論されたその他の事項を検討した。
- 経済協力開発機構が公表した第 2 の柱モデルルールに対応した IFRS for SMEs 会計基準の考え得る修正について議論した。

### リースの定義—入替えの権利（IFRS 第 16 号）：アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、アジェンダ決定「リースの定義—入替えの権利」（IFRS 第 16 号「リース」）に反対するかどうかを質問された。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

### 次のステップ

このアジェンダ決定は、2023 年 4 月に [IFRIC Update 2023 年 3 月](#)への補遺において公表される。

### IFRIC Update 2023 年 3 月（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は、委員会の 2023 年 3 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、[IFRIC Update 2023 年 3 月](#)において公表された。

IASB は何も決定を求められなかった。

### IFRS for SMEs 会計基準の考え得る修正 — 国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール（アジェンダ・ペーパー14）

IASB は、IAS 第 12 号「法人所得税」の修正を提案している公開草案「国際的な税制改革 — 第 2 の柱モデルルール」の IFRS for SMEs 会計基準を適用する企業に対する目的適合性を検討した。

IASB は、IFRS for SMEs 会計基準の狭い範囲の修正を、当該会計基準の定期的なレビューの外で（すなわち、IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビューの外で）開発することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

## 次のステップ

IASB は、IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案する公開草案を 2023 年第 2 四半期に公表する予定である。

## 引当金 — 的を絞った改善 (アジェンダ・ペーパー22)

IASB は 2023 年 4 月 26 日に会合し、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改善を行うプロジェクトについて議論した。

IASB は、引当金を認識するための要件の 1 つ（企業が過去の事象の結果として現在の義務を有しているという要件）を支える要求事項及びガイダンスの考え得る修正について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

## 次のステップ

IASB は、考え得る修正について利害関係者と協議する。